

モバイル市場の競争促進のためのご提案

2019年 5月30日

楽天モバイル株式会社

現状の課題

高額な入会特典／複雑な契約／違約金等の困り込みにより
消費者が自由に事業者やサービスを選べない状況

例1：高額なキャッシュバック



群馬県の携帯電話の販売代理店では、
家族4人分のスマホ乗り換えで約40万円の
キャッシュバックを受け取る人も

テレビ東京 ワールドビジネスサテライト(2019/2/6)

例2：規制外ゼロ円端末販売



各店舗で「当店独自キャンペーン」を謳い
キャリアからの指示ではなく、店舗独自の
キャンペーンのため規制対象外とアピール

朝日新聞(2019/3/1)

めざすべき姿

モバイル市場の競争環境を「フェア」にすることで
**消費者がいつでも自由に
事業者／サービスを選べる環境を整備**



5G時代における「Society5.0」の実現へ

解決策1. 「通信料金と端末代金の完全分離」

端末の販売等に際し、通信役務の契約を条件とすることを禁止とし、通信契約と端末購入を完全分離

総務省令等で定めていただきたい内容

- ① **端末の販売等に際し
通信役務の契約を条件とすることを禁止**
- ② **契約分離に実効性が担保できる条件の整備
(SIMロックの設定禁止等)**
- ③ **端末販売等に際しての利益の提供は
金額上限を定めて規制すべき**

<メリット>

- ・ 料金プランと端末との組み合わせを完全自由化
- ・ 端末を使った囲い込みの可能性を排除



解決策2. 「行き過ぎた囲い込みの禁止」

**契約期間の拘束／違約金設定を禁止とすることで
シンプルで出入り自由な契約を実現**

総務省令等で定めていただきたい内容

- ① **一切の契約期間の拘束、違約金設定を禁止**
- ② **MNPにおける利用者負担の撤廃**
- ③ **解約時に発生する費用の総額規制
(MNP手数料、SIMロック解除料等)**

<メリット>

- ・ 利用者が追加負担なく事業者を変更できることによる利用者利益、安心・信頼の醸成
- ・ スイッチングコスト低減による競争の促進
- ・ 店頭における接客時間の短縮



解決策3. 「既往契約への対応」

**消費者がすでに契約済みの場合も
改正法の適用範囲を拡大することで、効果を最大限に**

総務省令等で定めていただきたい内容

- ① 施行日以降の更新・条件変更に際しては、改正法に適合する提供条件に変更
- ② 施行前に締結した契約における違約金は、施行後は減額もしくは免除することを検討すべき

<メリット>

- ・ 利用者の契約移行を促進
- ・ 政策効果を早期に幅広く行き渡らせることが可能

解決策 ～まとめ

消費者が出入り自由な契約への移行を促すことで 事業者間競争やイノベーションの大幅な促進が可能

総務省令等で定めていただきたい内容

1. 通信料金と端末代金の完全分離：

- ① 端末の販売等に際し、通信役務の契約を条件とすることを禁止
- ② 契約分離に実効性が担保できる条件の整備（SIMロックの設定禁止等）
- ③ 端末販売等に際しての利益の提供は、金額上限を定めて規制すべき

2. 行き過ぎた囲い込みの禁止：

- ① 一切の契約期間の拘束、違約金の設定は禁止
- ② MNPにおける利用者負担の撤廃
- ③ 解約時に発生する費用の総額規制（MNP手数料、SIMロック解除料等）

3. 既往契約への対応：

- ① 施行日以降の更新・条件変更の際には、改正法に適合する提供条件に変更
- ② 施行前に締結した契約における違約金は、施行後は減額もしくは免除することを検討すべき

Appendix

通信料金と端末代金の完全分離関係(1/2)

検討すべき事項	当社意見
①禁止すべき「利益の提供」について、どう考えるか	
(a)「通信役務の継続利用を条件とする場合」に禁止される「利益の提供」について、どう考えるか	移動端末設備となる電気通信設備の販売等に際して、通信役務の契約を条件とすること自体を禁止すべき。
(b)「通信役務の継続利用を条件としない場合」に禁止される「利益の提供」について、どう考えるか	
<ul style="list-style-type: none"> ・許容される「利益の提供」の上限について、どう考えるか 	端末販売等に際しての利益の提供は、金額上限を定めて規制すべき
<ul style="list-style-type: none"> ・現行ガイドラインにおける例外（在庫処分、廉価端末、周波数移行等）について、どう考えるか。 	例外設定はするべきでない。
<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業者における利益の提供と代理店による利益の提供との関係について、どう考えるか 	特段ありません。
<ul style="list-style-type: none"> ・その他留意すべき点はあるか。 	特段ありません。
(c)端末の購入を条件としないが、端末の購入に際して行われる利益の提供について、禁止すべきものはあるか。	特段ありません。

通信料金と端末代金の完全分離関係(2/2)

検討すべき事項	当社意見
② 割引、キャッシュバック、ポイントの付与など、禁止すべき「利益の提供」の形式について、どう考えるか。	現行ガイドライン同様に、購入代金の割引、金銭その他の物品又は役務の代価とすることができる経済上の利益並びに事業者が販売店に対して支払う金銭であって販売店による端末の販売に応じて支払うもの又は端末の購入者にその購入を条件として提供する経済上の利益のために使うことを事業者が販売店に対して実質的に指示するものとするべき。
③ 禁止行為の対象とする「移動端末設備」の範囲について、どう考えるか。	新品・中古等を問わず、SIMを挿入することで移動端末設備となる電気通信設備全般を含めるべき。
④ その他留意すべき事項はあるか。	特段ありません。

行き過ぎた囲い込みの禁止

検討すべき事項	当社意見
①期間拘束の期間の上限について、どう考えるか	期間拘束設定を禁止するべき。
②違約金の水準の上限について、どう考えるか	違約金設定を禁止するべき。
③期間拘束の有無による料金差の上限について、どう考えるか	期間拘束や違約金が禁止される場合は検討不要、維持される場合は、拘束期間中の料金差の合計額が違約金以下とされるべき。
④期間拘束の自動更新について、どう考えるか	期間拘束は初期契約時、更新時を問わず禁止とするべき
⑤その他留意すべき事項はあるか	
<ul style="list-style-type: none"> 最低利用期間を有する通信契約の扱いについて、どう考えるか 	自動更新を伴わない期間拘束についても同様に禁止するべき。
<ul style="list-style-type: none"> 「期間拘束を伴う通信契約」でない拘束性のある提供条件（長期利用割引など）の扱いについて、どう考えるか 	規律する必要はないのではないか。
<ul style="list-style-type: none"> その他留意すべき事項はあるか 	解約時に発生する費用（SIMロック解除料、MNP手数料等）は合計額を規律するべき。

既往契約への対応

検討すべき事項	当社意見
①既往契約に関し、施行日以降の更新・条件変更について、どう考えるか。	施行日以降の契約更新・条件変更に際しては、新法に適合する提供条件とするべき
②新法に適合する契約への移行を促すための措置について、どう考えるか	施行前に締結した契約における違約金条項は、新法施行後は減額・無効とすることを検討すべき
③その他留意すべき事項はあるか。	
・ 既往契約を締結している者が更新時期を待たずに新規契約に移行する場合の扱いについて、どう考えるか。	施行前に締結した契約における違約金条項は、新法施行後は減額・無効とすることを検討すべき
・ 3Gサービスについて、どう考えるか。	例外なく施行日以降の更新・条件変更に際しては、新法に適合する提供条件とするべき
・ その他留意すべき事項はあるか。	特段ありません。

その他

検討すべき事項	当社意見
①施行に向けた準備について、留意すべき事項はあるか。	
・ 駆け込みへの対応について、どう考えるか。	現行の端末購入補助のガイドラインにおける例外（在庫処分、廉価端末、周波数移行等）の適用を施行まで認めないことが対策として考えられる。また施行前に締結した契約における違約金条項について、新法施行後は減額・無効とすることも事業者による駆け込み施策に対する抑止効果が期待できる。
・ システム対応について、問題はないか。	現時点で問題はありません。
・ その他留意すべき事項はあるか。	特段ありません。
②通信モジュール、固定BBと同様の形態で用いられる端末、法人契約等について、どう考えるか。	端末形態により例外を設ける必要はないのではないかと。一方で消費者保護規律外である法人契約については対象外としてよいのではないかと。
③端末メーカーから安価で仕入れて端末価格を安く設定し、後にメーカーに対してキャッシュバックを行うという手法も想定されるが、どう考えるか。	移動端末設備となる電気通信設備の販売等に際しては、通信役務の契約を条件とすること自体を禁止することで、このような手法への対策となるのではないかと。
④他社利用者の乗換えに際して発生する違約金を自社で負担するような施策を実施しているか。	そのような趣旨のキャンペーンを過去実施したことはあるが、現在は実施していない。

Rakuten Mobile